

第10期定時株主総会の招集に際しての その他の電子提供措置事項

1. 新株予約権等の状況
2. 業務の適正を確保するための体制及び
当該体制の運用状況の概要
3. 連結注記表
4. 個別注記表

株式会社アクリート

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況（2023年12月31日現在）

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

			第 1 回 新 株 予 約 権	第 3 回 新 株 予 約 権		
発 行 決 議 日			2017年3月28日	2019年10月17日		
新 株 予 約 権 の 数			35個	230個		
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数			普通株式（注）1 （新株予約権1個につき 400株）	普通株式（注）1 （新株予約権1個につき 100株）		
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額			無償	無償		
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額			新株予約権1個当たり （1株当たり）	新株予約権1個当たり （1株当たり）		
権 利 行 使 期 間			2019年3月29日から 2026年12月31日まで	2021年10月17日から 2029年10月16日まで		
行 使 の 条 件			（注）2	（注）3		
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 （監査等委員を除く）	取 締 役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数（注）4	160個 16,000株 1名
		社 外 取 締 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	10個 4,000株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	

（注）1. 2018年1月25日開催の取締役会決議により、2018年3月1日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役（社外取締役及び、監査等委員を含む）、もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員の会社都合による退職その他当社取締役会が認める正当な事由のある場合には、この限りではない。

- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - ③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
3. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役（社外取締役を含む）もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員の会社都合による退職その他当社取締役会が認める正当な事由のある場合には、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - ③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
4. 取締役（監査等委員）1名が保有している新株予約権は、新株予約権発行時に当社監査役の地位にあったときに付与されたものであります。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、各役職員に周知徹底させる。
- (b) 役職員の職務の執行の適正性を確保するため、内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき法令及び定款を遵守していることについて内部監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 当社は、取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書、その他の重要な情報等については、「文書管理規程」等に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- (b) 取締役、監査等委員その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧することができるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社の事業に関する損失の危険（リスク）、不測の事態に対応すべく、「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づき各部門長が潜在リスクを想定、顕在リスクの把握及び管理を行うものとする。
- (b) リスクの管理及び把握の状況については、各部門長が相互に情報共有、意見交換を実施し、特に重要なリスクについては、取締役会において報告するものとする。
- (c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の外部アドバイザーと連携し、損失の拡大を防止し、これを最小限にすべく体制を整えるものとする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 当社は、取締役の職務の執行を効率的に行うために、定時取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて、臨時取締役会を開催するものとする。
 - (b) 取締役の職務の執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において、意思決定ルールを明確化し、適正かつ効率的に行われる体制を構築するものとする。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社は関係会社管理規程に則り、経営等に関する事項につき、当社取締役会に報告するものとする。
 - (b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、関係会社管理規程及び上記の報告体制を通じて当社グループ全体の経営状況を把握し、業務の適正の確保、リスク管理を徹底するものとする。
 - (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、関係会社管理規程に則り、重要事項は事前に協議を行うこと等により、子会社の取締役等の職務執行の効率性を確保するものとする。
 - (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の監査等委員及び内部監査担当者による監査を実施するとともに、必要に応じて当社より取締役および監査役を派遣すること等を通じて子会社の適正な業務執行を確保する。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (a) 監査等委員会が監査等委員会の業務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、人員を設置するものとする。
 - (b) 当該使用人の選任、解任、異動等には、監査等委員会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に努める。
 - (c) 当該使用人は、監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、監査等委員会の指示に従い職務を遂行し、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- 前号の使用人に対する指揮命令は監査等委員会が行うものとし、当該使用人の人事異動、人事考課、懲戒等に関しては、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。
- ⑧ 監査等委員会への報告に関する体制
- (a) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査等委員会に報告する。
取締役及び使用人は、取締役会、その他社内の重要な会議において、適宜職務執行状況を監査等委員会に報告する。
 - (b) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
子会社の監査等を通じて子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、適時、適切に当社の監査等委員会に報告する。また、当社の監査等委員会より業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切に報告する。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度を準用し、監査等委員会へ報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、費用の請求をした時は、その費用等が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めること及び必要な書類の閲覧を行うことができる。

(b) 監査等委員会は、代表取締役、取締役、内部監査担当者及び会計監査人と必要に応じて意見交換を実施できるものとする。

- ⑫ 反社会的勢力排除のための体制

(a) 当社は、反社会的勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。

(b) 反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当事業年度において取締役会は14回開催され、取締役及び監査等委員が出席のもと報告及び議案の決議が行われております。当社の取締役会は取締役8名（うち社外取締役5名）で構成されており、取締役会開催前に資料を共有し、取締役会にて十分な審議時間を確保し、活発な議論が行われております。

- ② リスク管理体制
内部監査担当者が策定した内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告しております。
- ③ コンプライアンス管理体制
コンプライアンス規程を定め、取締役及び従業員への周知を図っております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実については社内報告体制として、内部通報制度を導入しております。
- ④ 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法に基づき諸規程を定め、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行っております。評価については内部監査担当者が行い、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告しております。
- ⑤ 子会社管理体制
子会社の経営管理については、関係会社管理規程及び報告体制を整備し、適切に管理を行っております。
- ⑥ 監査等委員の監査体制
当事業年度において監査等委員会は12回開催されております。監査等委員は監査等委員会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役社長との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っております。また、会計監査人や内部監査担当者と連携し、業務執行状況やコンプライアンスに関する問題点を監視する体制を構築しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の状況
 - ・ 連結子会社の数 4社
 - ・ 主要な連結子会社の名称 株式会社テクノミックス
株式会社X o x z o
合同会社アクリートキャピタル
VietGuys J.S.C.
- ② 非連結子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
該当事項はありません。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況
該当事項はありません。
- ④ 持分法適用手続に関する特記事項
該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法、国内連結子会社は定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 3年～8年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・ 顧客関連資産 効果の及ぶ期間（11～16年）に基づく定額法によっております。
- ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員及び執行役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な収入における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

メッセージングサービス	SMS配信サービス及びメール配信サービスについては、顧客との契約に基づき、約束したサービスを提供した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
-------------	---

2. 会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

のれん及び顧客関連資産を含む固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

当連結会計年度末の連結貸借対照表において、のれん及び顧客関連資産の金額は、以下のとおりです。

のれん	66,970千円
顧客関連資産	1,054,633千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれん及び顧客関連資産は規則的に償却しておりますが、経営環境の著しい悪化等、のれん及び顧客関連資産を含む資産又は資産グループに減損の兆候があると認められる場合には、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。

のれん及び顧客関連資産の帳簿価額には、各連結子会社の買収時点における将来の事業の成長見込みに基づいた超過収益力や顧客基盤の価値等を反映しております。このため、これらののれん及び顧客関連資産を含む資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっていない場合であっても、各連結子会社の買収時点で見込んでいた将来の事業の成長が達成されない場合や事業計画の前提となった経営環境に著しい悪化が認められた場合、あるいはそのような見込みがある場合には、減損の兆候があると認められ、減損損失の認識の判定が必要となる可能性があります。

なお、Viet Guys J.S.C.の顧客関連資産（841,934千円）を含む資産グループ（843,761千円）について、前連結会計年度において、ベトナムの市場環境の変化に対応して事業計画を見直したことを受け、減損の兆候があると判断いたしました。当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回るため、減損損失を認識しておりません。また、当連結会計年度においては、営業損益が前連結会計年度に策定した事業計画を上回る結果となっており、翌連結会計年度以降の計画についても業績が著しく悪化する見込みがないことから、減損の兆候はないと判断しております。

割引前将来キャッシュ・フローは、見直し後の事業計画に基づき算定しており、その主要な仮定は、売上高成長率及び原価率であります。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りに係る主要な仮定は合理的であると判断しておりますが、見積りの不確実性が高く、これらの仮定について見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類における固定資産の減損の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

24,762千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式(株)	5,943,500	30,000	－	5,973,500

(注) 発行済株式数の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式(株)	280,274	－	－	280,274

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年3月24日 定時株主総会	普通株式	28,316千円	5.00円	2022年12月31日	2023年3月27日
2023年8月14日 取締役会	普通株式	28,456千円	5.00円	2023年6月30日	2023年9月4日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

37,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社では、資金調達については、必要な資金を銀行借入や増資により調達しております。

また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部外貨建営業債権については、為替変動のリスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建営業債務については、為替変動のリスクに晒されております。

借入金の使途は子会社株式の取得資金（長期借入金）及び自己株式取得資金（長期借入金）であり、変動金利による金利変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ii 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維新等により流動性リスクを管理しております。

iii 市場のリスク（為替等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務について、為替の変動リスクに晒されていますが、毎月通貨別に行替差損益を把握し、為替変動が損益計画に与える影響を勘案しております。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、毎月、返済予定表を確認し、借入金利の変動状況をモニタリングすることでリスクの低減を図っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注）を参照ください。）。

また、現金及び預金は注記を省略しており、売掛金、未収消費税等、買掛金、未払法人税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
長 期 借 入 金	923,655千円	923,655千円	－千円
負 債 計	923,655	923,655	－

(注) 市場価格のない株式等

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	24,593千円
出資金	29,518千円

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベル分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する市場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	923,655千円	—	

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

変動金利による長期借入金であり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
長期借入金	421,284千円	354,431千円	129,840千円	18,100千円	—千円

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	国内メッセージング サービス事業	海外メッセージング サービス事業	
顧客との契約から生じる収益	3,854,008	1,579,549	5,433,558
外部顧客への売上高	3,854,008	1,579,549	5,433,558

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(5) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
	期末残高(千円)
顧客との契約から生じた債権	782,148
契約負債	29,111

契約負債は、期末時点で履行義務を充足していない顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	292円99銭
(2) 1株当たり当期純利益	5円87銭

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 3年～8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員及び執行役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

連結注記表、「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(5)会計方針に関する事項⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクのある項目は以下のとおりです。

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 918,073千円

関係会社株式評価損 115,905千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

市場価格のない株式等は、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として減損処理しております。

また、当社では、各関係会社の顧客関連資産の価値や超過収益力等を実質価額の算定に加味しているため、顧客関連資産の価値や超過収益力等の減少に基づく実質価額の著しい低下の有無の検討が株式評価の重要な要素となります。

当事業年度においては、連結計算書類において、株式会社Xoxzoの顧客関連資産及びのれんを含む資産グループについて、減損損失を認識しており、結果として、同社株式の実質価額が著しく低下したことから、帳簿価額を実質価額まで減額し、当該減少額を関係会社株式評価損として特別損失に計上しております。これ以外の関係会社株式については、実質価額の著しい低下または超過収益力の著しい減少は見られなかったため、関係会社株式の減損処理はおこなっておりません。

なお、連結計算書類「3. 会計上の見積りに関する注記(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載のとおり、前連結会計年度において、Viet Guys J.S.C.の顧客関連資産を含む資産グループについて、減損の兆候があると判断いたしました。当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回るため、減損損失を認識しておりません。

また、当連結会計年度においては、営業損益が前連結会計年度に策定した事業計画を上回る結果となっており、翌連結会計年度以降の計画についても業績が著しく悪化する見込みがないことから、減損の兆候はないと判断しております。割引前将来キャッシュ・フローは、見直し後の事業計画に基づき算定しており、その主要な仮定は、売上高成長率及び原価率であります。割引前将来キャッシュ・フローの見積りに係る主要な仮定は合理的であると判断しておりますが、見積りの不確実性が高く、これらの仮定について見直しが必要となった場合には、顧客関連資産を含む固定資産の減損が必要となり、結果として、関係会社株式の実質価額が著しく低下し、関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	11,699千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	5,566千円
② 長期金銭債権	2,000千円
③ 短期金銭債務	2,574千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	30,376千円
営業取引以外の取引による取引高	6,070千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式(株)	280,274	－	－	280,274

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払費用	4,409千円
役員賞与引当金	1,098千円
契約損失引当金	15,498千円
関係会社株式評価損	35,490千円
投資有価証券評価損	13,891千円
減損損失	1,938千円
差入保証金	1,671千円
その他	51千円
繰延税金資産合計	<u>74,048千円</u>

(繰延税金負債)

未収事業税	<u>2,649千円</u>
繰延税金負債合計	<u>2,649千円</u>
繰延税金資産（負債）純額	<u>71,399千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
住民税均等割	0.38%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.39%
役員賞与損金不算入額	2.95%
寄付金の損金不算入額	0.24%
その他	0.14%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>35.71%</u>

8. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

(単位：千円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子会社	株式会社 テクノミ ックス	所有 直接100%	役員の兼任	業務受託料 (注)	3,519	未収入金	75

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引条件については、業務内容を勘案して両者協議の上で決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 302円68銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 15円86銭 |